この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式の数及び報告者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄の「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権、議決権行使等権限又は共同議決権行使同意の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有する発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる発行会社の議決権数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後における報告者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

16　「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑵　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄は、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権、議決権行使等権限又は共同議決権行使同意の取得を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち保有者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるものが所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該報告者と特別の関係にあるものの実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

17　「３　基準の遵守等に関する誓約」では、報告者が基準告示（対内直接投資等の場合には外国為替及び外国貿易法第27条の２第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）、特定取得の場合には外国為替及び外国貿易法第28条の２第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）をいう。以下この記入要領において同じ。）に定める基準を遵守することを誓約する場合に、基準告示第２条第１号から第３号までの各事項に印を付すこと。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が許認可等金融機関等（令第３条の２第２項第３号イ及び対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項各号に掲げるものをいう。）以外の場合は、基準告示第２条第４項についても印を付けて誓約すること。

18　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」とは、報告者の最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。）又は報告者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものをいう。なお、報告者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。）である場